

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年1月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300277 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2300043 号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年10月1日から同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成2年10月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成2年10月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年10月1日から同年11月1日まで

私は、平成元年10月14日から平成2年12月16日まで、1日も空くことなく、産休及び育児代替の教員(臨時的任用職員)として、B中学校に勤務していた。

しかし、国の記録によると、平成元年10月14日から平成2年10月1日までの期間についてはA事業所において厚生年金保険に加入、同年11月1日から同年12月17日までの期間についてはC共済組合において共済年金に加入と記録されており、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間においてもB中学校に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日は同年11月1日になるはずである。

調査の上、平成2年11月1日をA事業所の資格喪失年月日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の社会保険事務を継承しているD事業所及び請求者から提出された人事異動通知書(写)並びにD事業所の回答により、請求者は、請求期間においてB中学校に臨時的任用の教員として継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、請求期間に係る平成2年10月1日又は同年11月1日にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者で、資格喪失日時点での被保険者期間が12か月又は13か月確認できる者のうち、その資格喪失直後にC共済組合に加入しているこ

とが確認できる 10 名（請求者を除く）に照会し、回答があった人事異動通知書を所持する 2 名を含む 6 名は、厚生年金保険から共済年金へ切り替わった際にも E 県内の F 学校に臨時的任用の教員として継続して勤務していた旨回答しているところ、オンライン記録によると、当該 6 名は、いずれも C 共済組合の被保険者資格の取得日まで継続して厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 事業所に係る平成 2 年 9 月の厚生年金保険の記録から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D 事業所は、平成 2 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300267 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2300042 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 6 月 25 日から同年 7 月 3 日まで

厚生年金保険の記録では、私のA社における被保険者資格取得日が、派遣先事業所の店舗で勤務を開始した平成 24 年 7 月 3 日となっているが、派遣先事業所の別店舗で同年 6 月 25 日から研修を受けており、派遣元事業所 (A社) からもらった「年次有給休暇のご案内」という書類にも、私の年次有給休暇の起算日が同年 6 月 25 日と記載されている。調査の上、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日を平成 24 年 6 月 25 日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成 24 年分給与所得の源泉徴収票 (写)、タイムシート (スタッフ控) (写) 及び「年次有給休暇のご案内」(写) により、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記源泉徴収票 (写) に記載された社会保険料等の金額を基に検証したものの、請求期間 (平成 24 年 6 月分) の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認することはできない。

また、A社は、請求期間当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管していないと回答しており、請求者の請求期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社が加入しているB健康保険組合から提出された適用台帳 (ハードコピー) 及び雇用保険の加入記録により確認できる請求者の同社に係る健康保険及び雇用保険の被保険者資格取得日 (平成 24 年 7 月 3 日) は、オンライン記録により確認できる請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

加えて、上記タイムシート (スタッフ控) (写) によると、請求者は、平成 24 年 6 月 25 日

から派遣先事業所の店舗（請求者によると平成 24 年 7 月 3 日からの就業先とは別店舗）において、4 日間の研修を受けていることが確認できるが、請求者の雇用契約に係る資料は得られず、請求者の請求期間当時の雇用契約の内容について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。